



浅川清流環境 組合ニュース

臨時号

2019年5月

「浅川清流環境組合」は、日野市、国分寺市、小金井市の3市で新可燃ごみ処理施設の設置および運営などを共同して行うことを目的とした一部事務組合です。

～新石自治会・新井自治会・百草園自治会・百草園団地自治会・落川上自治会(一部の地域)の皆さまへ～

新可燃ごみ処理施設運営時の基本事項を検討しました

公害防止対策や情報発信方法などの施設運営時の基本事項を検討するため、新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会を開催し、地元の皆さまからのご意見を伺いました。

この委員会は、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園自治会の代表者、クリーンセンター連絡協議会代表者、学識経験者、行政職員で構成され、全3回(2018年12月22日、2019年2月2日、3月28日*)の会議を行いました。



主な意見

- ・施設の運営をしっかりとモニタリング(監視・把握)すること。
- ・公害防止のための運転に関する情報を発信し、透明な施設運営をすること。
- ・地震、水害などの災害時の対策をしっかりと行うこと。
- ・水銀など有害なものが可燃ごみに混ざることがないように、日野市、国分寺市、小金井市に対策を求める。
- ・収集車両の排気ガスによる影響を少なくするため、低公害車両の導入を求める。

施設運営時の基本事項(結論)

いただいたご意見を「検討報告」(裏面参照)としてまとめました。また、組合が定める公害防止基準を超過した場合における、焼却炉の運転停止およびその後の運転再開についてのルール(「運転停止・再開方針」)を制定しました。

組合が定める公害防止基準よりもさらに厳しい運転管理上の自主基準を運営業務受託者に設けさせ、十分な公害防止体制を敷きます。

万が一、公害防止基準を超過した場合は、「運転停止・再開方針」に基づき、焼却炉の運転を停止します。その後、停止に至った事由が解消され、または、運転することに支障がないことが確認された場合は、運転を再開するとともにその経緯を組合ホームページで公表します。

地元の皆さまには、今後もクリーンセンター連絡協議会や組合ホームページなどを通じて、公害防止に関する情報などを提供してまいります。

※検討委員会の資料、要点録、検討報告、運転停止・再開方針は、組合ホームページに掲載しています。

【発行】 浅川清流環境組合 ●住所: 〒191-0021 東京都日野市石田1-210-2 ●電話: 042-589-0555 ●FAX: 042-589-0545
●E-mail: kawasemi@asakawaseiryu.jp ●HP: <https://cms.upcs.jp/asakawa/>

※当初掲載した記事中の委員会開催日に誤りがあったため、訂正しました。正: 3月28日 誤: 3月29日

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設運営基準検討委員会検討報告（概要）

1. 処理対象ごみについて

焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市、小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣、災害ガレキを含む）および多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。

2. 公害防止対策について

- ①組合が定める公害防止基準よりさらに厳しい運転管理上の自主基準を運營業務受託者に定めさせる。
- ②公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止およびその後の運転再開は、「運転停止・再開方針」によるものとする。

3. 公害の監視について

- ①定期測定計画は運營業務受託者に法定回数以上の頻度で定めさせ、十分な公害防止体制を敷き維持管理を行う。
- ②公害防止情報表示盤を、新石、新井、落川の各地域に常設する。また、新施設の屋内表示盤や組合ホームページでも同一の情報を表示する。
- ③抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月2回以上実施する。

4. その他

車両対策、周辺環境対策など

工事に関するお知らせ

現在、主にごみピットおよび焼却炉周辺の鉄骨の組立作業やボイラーの組立作業を同時並行で行っています。

これらの作業場所が重なる部分では、鉄骨の組立作業を夜間に実施しており、6月末まで続く見込みです（終了時刻は前後します）。また、作業内容によっては、休日に作業を実施しております。

そのため、防音対策として、外壁工事の一部を先行するなど、騒音低減に配慮しております。

細心の注意を払い、また、周辺環境に配慮して作業を進めてまいりますので、地元の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、工事の週間予定は、当工事現場の仮囲いに設置している看板（浅川側および多摩川側の計2ヶ所）にて、お知らせしております。



浅川上空から撮影（5月7日撮影）